

知っておきたい

相続のしくみ

「相続」とは…

亡くなった方(被相続人)の財産上の権利や義務を、その方の配偶者やお子さまなど(相続人)が受け継ぐことを「相続」といいます。一定以上の財産を遺して亡くなられた場合には、受け継がれる財産(相続財産)に対して相続税がかかります。

❓ 相続税がかかる人はどのくらいいるのでしょうか？

A

相続税の課税件数*1

49,891件
(死亡者数*2 1,197,012人中)

被相続人1人あたりの相続税額*1

2,355.7万円

*1 出典：国税庁「第136回 国税庁統計年報 平成22年度版」

「被相続人1人あたりの相続税額」は上記出典にもとづき算出(表示単位未満は切捨て)しています。

*2 出典：厚生労働省「平成22年人口動態統計」

相続のしくみについて、詳しくは次のページをご覧ください ▶

保険をくるりと変える。



アクサ生命

redefining / standards

相続税は どのように決まるのでしょうか？

ステップ1 「課税対象となる金額（課税価格の合計額）」を算出します。

相続開始時点の財産について定められた方法で評価*を行い、相続財産の評価額の合計から相続債務などを差し引いた「課税対象となる金額（課税価格の合計額）」を算出します。 *評価方法は財産の種類によって異なります。

（イメージ）



ステップ2 「課税対象となる金額（課税価格の合計額）」が基礎控除額を超えた場合に相続税がかかります。

「課税対象となる金額（課税価格の合計額）」が基礎控除額（5,000万円＋1,000万円×法定相続人の数）を超えた場合、その超えた部分（課税遺産総額）に対して相続税がかかります。

※申告をすることによって適用される税務上の取扱いにより、相続税がかからないケースもあります。



※上記ステップ1・ステップ2は制度のイメージを記載しています。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

参考 今後、相続税の課税対象者が増えることなどが予想されます。

「平成23年度税制改正大綱」に盛り込まれた税制改正案のうち、平成24年6月現在見送りとなっている相続税改正案「基礎控除額の減額」「税率構造の見直し」などが実施された場合、課税対象者が増えることなどが予想されます。

基礎控除額の減額が実施された場合

相続税の課税対象となる方が増加

基礎控除額が現行の60%に減額されると、これまで相続税の課税対象ではなかった方にも相続税がかかるようになります。

現行
基礎控除額
(5,000万円＋1,000万円×法定相続人の数)

改正案
基礎控除額
(3,000万円＋600万円×法定相続人の数)

税率区分の見直しも実施された場合

相続税の税額がアップする場合も

税率区分が6段階から8段階に変更され、最高税率が50%から55%に引き上げられると、課税遺産総額によっては相続税の税額がアップする可能性があります。

現行		
課税遺産総額に係る 各相続人ごとの法定相続分	税率	控除額
1億円以下は変更なし		
1億円超 3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円

改正案		
課税遺産総額に係る 各相続人ごとの法定相続分	税率	控除額
1億円以下は変更なし		
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

生命保険に関する 相続のしくみをご存じですか？



パターン

1 被相続人ご本人が契約者かつ被保険者の生命保険契約がある場合



生命保険の死亡保険金は、

死亡保険金額 - 非課税枠(500万円×法定相続人の数) で評価され課税されます。
(相続税法第12条)

※上記非課税枠については、他の保険契約の死亡保険金額と合算のうえ適用されます。なお、法定相続人の範囲については、「平成23年度税制改正大綱」に盛り込まれた税制改正案のうち、平成24年6月現在見送りとなっている相続税改正案において見直しを検討されています。

パターン

2 被相続人ご本人が契約者で、ご本人以外が被保険者の生命保険契約がある場合



お支払事由の発生していない生命保険契約は、

相続開始時の解約返戻金の額 で評価され課税されます。
(財産評価基本通達214)

point ご契約の生命保険のタイプ(解約返戻金の有無など)によって相続税の課税対象となる金額が異なりますので、注意が必要です。

パターン2の具体例は次のページをご覧ください。

参考

パターン2のケースでAさん(ご本人)が亡くなられた場合には、契約者と保険金受取人の名義を変更する必要があります。名義をどのように変更するかによって、その後被保険者のBさん(Aさんのお子さま)が亡くなられたときに支払われる死亡保険金にかかる税金の種類が異なります。

例 1 契約者をBさん(Aさんのお子さま)、保険金受取人をCさん(Aさんのお孫さま)に変更した場合

上記パターン1と同様のご契約形態になりますので、保険金受取人のCさん(Aさんのお孫さま)に支払われる死亡保険金は相続税の課税対象となります。



例 2 契約者・保険金受取人をCさん(Aさんのお孫さま)に変更した場合

保険金受取人のCさん(Aさんのお孫さま)に支払われる死亡保険金は一時所得となり、所得税の課税対象となります。(所得税法第34条)





ご契約例

- 保険期間：終身
- 保険料払込期間：10年
- 保険料払込方法：年払(全期前納)
- 契約者・保険金受取人：Aさん 70歳・男性
- 被保険者：Bさん(Aさんのお子さま)
契約年齢40歳・男性

契約者



被保険者

Bさん(Aさんのお子さま)



保険金受取人

Aさん



ケース 1

- 主契約
無解約払いもどし金型終身医療保険(09)：
入院給付金日額 5,000円
- 特約
介護終身保険特約：
死亡保険金額 2,000万円

の場合

Aさんが全期前納で保険料をお払込み 以後の保険料払込はなし

保険料合計 **15,710,672円**

ケース 2

ケース1の
介護終身保険特約に、
低払いもどし金特則
を付加

- 主契約
無解約払いもどし金型終身医療保険(09)：
入院給付金日額 5,000円
- 特約
低払いもどし金特則付介護終身保険特約：
死亡保険金額 2,000万円

の場合

Aさんが全期前納で保険料をお払込み 以後の保険料払込はなし

保険料合計 **13,856,781円**

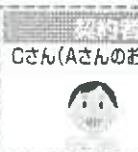
ご契約から10年経過時にAさんが亡くなられた場合
上記ご契約に関する権利が相続財産となります

上記ご契約の相続財産としての評価額＝相続開始時(ご契約日からの経過年数10年)の解約時払いもどし金額(財産評価基本通達214)

相続税の課税対象金額 **約1,321万円**

相続税の課税対象金額 **0円**

契約者・保険金受取人を
Cさん(Aさんのお孫さま)
に変更すると...



その後Bさん(Aさんのお子さま)が亡くなられた場合
死亡保険金**2,005万円**をCさん(Aさんのお孫さま)へお支払い

所得税の課税対象金額 **約191万円**

所得税の課税対象金額＝(死亡保険金額2,005万円－払込保険料15,710,672円
－特別控除額50万円)×1/2 (所得税法第34条)

所得税の課税対象金額 **約284万円**

所得税の課税対象金額＝(死亡保険金額2,005万円－払込保険料13,856,781円
－特別控除額50万円)×1/2 (所得税法第34条)



大切な財産の一部を
保険という形で
孫に引き継ぐことが
できた!



一生涯の
医療・介護・死亡保障が
得られて安心!

※経過年数とはご契約日から起算した年数です。解約時払いもどし金額は年単位の保険料が全額払込まれたことを前提とし、各保険年度の最後の日を基準に計算しています。また、数値に端数が発生した場合は表示単位未満を切捨てて表示しています。 ※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。直前の誕生日からご契約日までの期間が6ヵ月以下の方は「契約年齢＝満年齢」、6ヵ月を超えている方は「契約年齢＝満年齢+1」と計算します。

※記載の税務についてのお取扱い、平成24年6月現在の税制にもとづいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは、将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

■保険金などをお支払いしない場合などの制限事項について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

■このご案内は商品の概要を説明しています。ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。



アクサ生命保険株式会社

redefining / standards

〒108-6020 東京都港区白金1-1-1

TEL 03-6737-7777(代表)

→ アクサ生命ホームページ <http://www.axa.co.jp/life/>

お問合せ・担当者

新潟支社 新潟営業所

〒950-0078 新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル10F

TEL 025-243-0048 FAX 025-245-0309

(担当者名)

船山 久一

CUSTOMER'S VOICE

娘には一生涯の死亡・介護・医療保障を、 孫には保険金を遺すことで、 財産分与問題を解決！

＜財産評価基本通達214＞

東京都内で不動産賃貸業を営む女性経営者（資産家）のA子さん。亡夫より受け継いだ不動産を活用し事業を行っているが、自らも高齢（80歳）になり将来の相続や財産分与などに不安を感じていた。後継者である長男夫婦には事業用不動産を引き継がせるとして、娘（B子さん）とその子ども2人（C男くん、D子ちゃん）にも何か財産を遺してあげたいと考えていた。

そんな矢先、アクサ生命の社員より、「生命保険を準備して（掛けて）あげてはどうか？」との提案を受けた。契約の内容と



しては、A子さんが契約者となり保険料を5年間で支払い（保険料累計約1000万円）、被保険者をB子さん、受取人をA子さんにする。これによりB子さんは、一生涯の死亡・介護・医療保障を準備できるというものである。

「ところで、自分が亡くなったときこの契約はどうなるのか？」とA子さんは疑問に思った。その際は、契約者名義をB子さん、受取人はB子さんの子ども（C男くん、D子ちゃん）に変更することができるとのアドバイスを受けた。次にA子さんは「自分が亡くなったときにこの契約が娘（B子さん）に渡るということ、およそ1000万円を娘に相続させるのと同じで、相続税もかかることになるのでは？」と不安になった。

この名義変更の際には、A子

相続の心配から解放され 安心して毎日を過ごせるように！

さんが不安に思ったとおり生命保険契約は相続財産とみなされ、一定の評価方法で評価され課税される。この場合の評価方法は「財産評価基本通達214」に定められており、「支払われた保険料相当額ではなく、解約時払いもどし金で評価することとなっている。今回A子さんが提案を受けた保険商品は解約時払いもどし金のないタイプの生命保険であるため、A子さんに万が一のことがあった場合には評価額が限りなく小さい相続財産としてB子さんが

「他の会社にないアドバイス」に 大変感謝。

亡夫の相続の時には納税で大変な思いをしましたが、この歳ですから保険にはもう加入できないし…と悩んでおりましたが、アクサ生命さんのお陰で心配が解決できました。子どもたちの納税負担も軽減でき、何より可愛い孫に財産

相続できる、という説明を受けた。

結果としてB子さんは一生涯の死亡・介護・医療保障を母親よりプレゼント（相続）された形になり、さらにB子さんに万が一のことがあった際にはA子さんにとって孫であるC男くん、D子ちゃんに死亡保険金が渡されることになる。これはまさにA子さんから孫であるC男くん、D子ちゃんへの財産分与を可能にする方法であった。A子さんは、亡夫より受け継いだ財産を子どもと孫に引き継がせられる準備ができ、安心して毎日の生活を楽しんでいる。

経営者からの一言

を残せることが魅力的です。アクサ生命の担当者の方には「他の会社にないアドバイス」をいただき、大変感謝しております。これから経営者の悩みを解決する提案をどんどんして欲しいです。

（東京都・不動産賃貸業）

※写真はすべてイメージです。

・相続プラン編・

※記載の税務についてのお取扱い、一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは、将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。



アクサ生命のCR経営 -「選ばれる企業」となるために-

アクサ生命は、人々の暮らしに安心と安全をお届けし社会の持続的な発展をサポートするという使命を、責任ある行動によって果たしていくことがCR(コーポレートレスポンスビリティ=企業の社会的責任)であると考えています。
こうしたCRの視点を日々のビジネスの中に組み込み、企業文化の一部として浸透させていくことによって、アクサ生命はステークホルダーの皆さまから信頼され、選ばれる企業となることを目指しています。

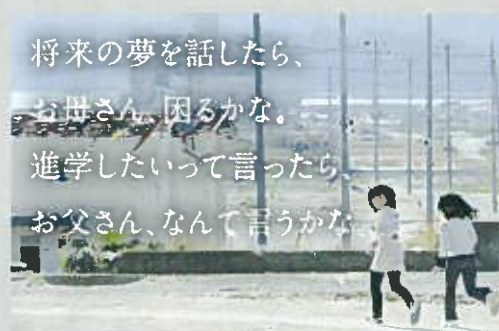
コミュニティの発展に貢献するための取組み

CR経営の一環として、コミュニティや社会の発展に貢献するための取組みを実施しています。
ここでは、コミュニティ活動のひとつである、1件1ユーロ寄付キャンペーンについてご紹介します。

→被災地就学支援のために、「みらいをつくろう」キャンペーンを実施中

大震災から1年以上が経過しましたが、経済的な理由で就学が困難となっている被災地の小中学生は44,000人にのぼるといわれています。日本ユネスコ協会連盟では、被災地域で就学が困難な状況にある子どもたちを支援すべく、「ユネスコ協会就学支援奨学金」を設定し、これら被災児童の支援を行っています。

アクサ生命では、本年3月から来年2月末まで1年間にわたり、「復興支援 1件1ユーロ寄付キャンペーン」「みらいをつくろう」を実施し、そこで積算された全額を「ユネスコ協会就学支援奨学金」に寄付します。被災地において就学が困難な子どもたちを支援し、被災地の「みらいづくり」の一助になることを目指しています。



復興支援

1件1ユーロ寄付キャンペーン

みらいをつくろう

日本ユネスコ協会連盟を通して
東日本大震災で被災した子供たちの就学を支援
日本ユネスコ協会連盟は、被災地の子供たちの就学を支援するために、ユネスコ協会就学支援奨学金を設定しています。この奨学金は、被災地の子供たちの就学を支援するために、ユネスコ協会就学支援奨学金を設定しています。

アクサ生命は、このキャンペーンが被災地の「みらいづくり」の一助となることを心より願っています。

キャンペーンチラシ



アクサ生命保険株式会社

redefining / standards

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777(代表)

→ アクサ生命ホームページ <http://www.axa.co.jp/life/>

お問合せ：担当者

アクサ生命保険株式会社
新潟営業所
〒950-0078 新潟市中央区万代島5-1
万代島ビルディング10F
TEL 025-243-0048(代)
FAX 025-245-0309

商工会議所共済・福祉制度 推進タツタ募集

退職金制度

正社員募集 長期勤続出来る方を求めています

退職一時金モデル

勤続年数25年1,300万円/30年1,800万円/35年2,300万円 (65歳定年退職等 会社都合退職一時金)

勤務地	勤務時間
新潟商工会議所管内	9:15～17:00
月給15万円・18万円・ 21万円・24万円+諸手当	

応募方法▶ 電話連絡の上説明会にお越し下さい。
※ご都合の悪い方はご相談下さい。

オフタイムも充実

完全週休2日制(土・日)、
祝日、有給休暇
1年目………14日
2年目以降……26日(無欠加算6日含む)

仕事内容▶ 主に商工会議所が実施して
いる会員向け共済・福祉制度
の営業推進・保全業務

待遇▶ 社会保険(厚生・健康・雇用・
労災)完備、通勤交通費支給、
賞与年2回(6月・12月)、
65歳定年、弔慰金制度有、
退職金制度有

※1 ●退職一時金～勤続2年以上で支給
●退職年金～勤続20年以上かつ満50歳以上で支給
※この退職金ケースは2011年10月時点の規定のものです。
※勤務状況・規定変更等により、実際に支給される退職金額とは
異なる場合があります。また退職金が支給されない場合も
あります。会社説明会にて詳細をご説明いたします。

30代～50代の方が
活躍中!!

えっ? こんなに自分に合う
仕事があったんだ!!

元OL・主婦出身と
様々ですが、みんな
初めてからのスタートでした。
まじめにコツコツ頑張れて、
人と接する事が
好きな方なら大丈夫!
まずは話を聞きに来ませんか?